

Navigation

税理士法人 袖野会計

基本方針

外部環境が劇的に変化する今日、いずれの企業においても“今までのやり方”からの“変革”を余儀なくされています。

このような環境の中で私たちは、以下のアプローチで経営課題を解決し、企業経営の活路を見出し、経営のあり方を具体的に变えていくお手伝いをするのが使命であると考えております。

経営課題解決へのアプローチ

<Approach>

- ①現状分析及び経営課題の抽出
- ②解決策の提案及び経営意思決定の支援
- ③解決策の実行又は実行支援
- ④モニタリング又はアウトソーシング及び新たな経営課題の抽出

<Solution>

So·lu' tion(問題など)の解決、解明、説明(*clearing up*); 解決[解明]法
-the solution of a problem[a difficulty]問題[難事]の解決; find a solution of[for, to]
financial troubles 財政上の悩みの解決法を見いだす。The mystery still awaits solution. そのなぞはまだ解明されずにいる。

Solve[solvent]解く、解答する、解決する; solve a problem[riddle]問題(なぞ)を解く。
Solve the economic problem 〈カレッジクワン英和辞典より〉

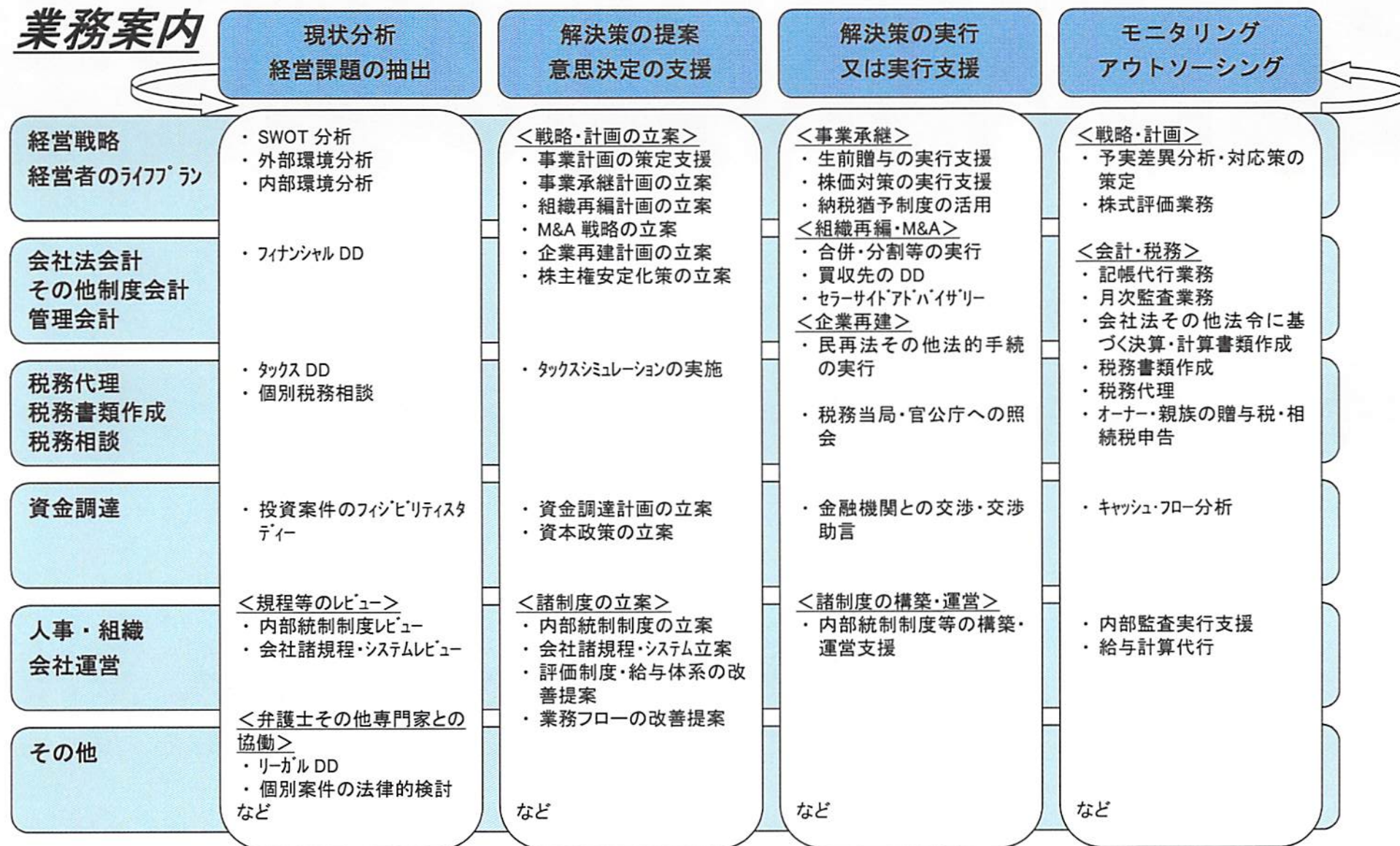
経営課題解決のための体制



One-Stop-Office

当事務所を中心に整備されたネットワークを駆使し、弁護士、司法書士、不動産鑑定士などの各専門分野のパートナーとの連携を図り、お客様のあらゆるニーズと環境変化に速やかに対応することで、充実したサービスを提供し、お客様の成功のお手伝いをすることが私たちの使命であると考えております。

業務案内



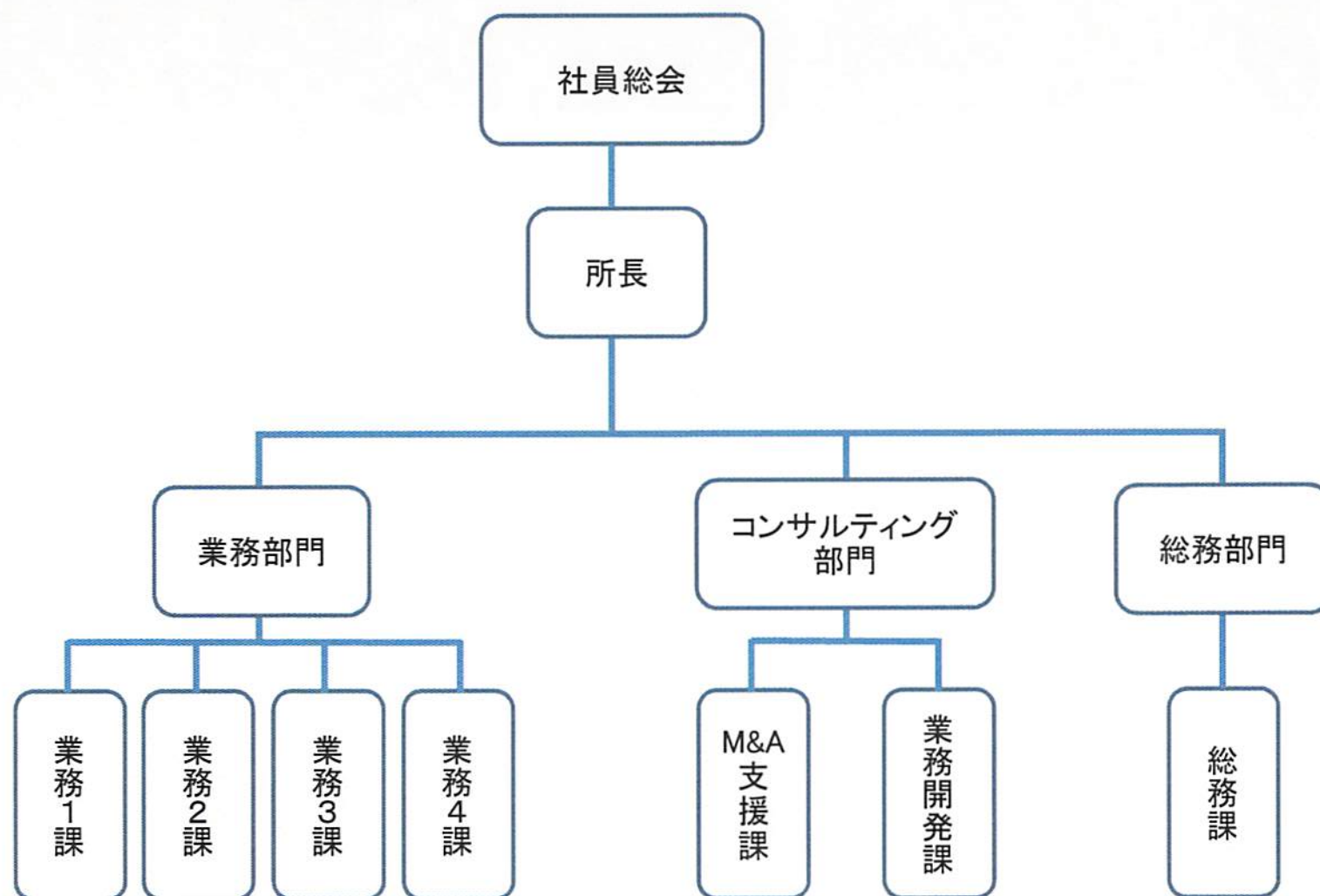
最近の業務実績（一部）（その他多数の実績がございます。）

クライアント	業種等	主な業務目的	業務内容及び効果（一部）
栃木県A社	製造業	事業承継対策	・ 先代出資会社を分社して設立した後継者出資会社へ利益移転し、先代出資会社の株価低減により相続税負担を軽減
栃木県B社	遊技場経営業	事業承継対策	・ DESを伴い非上場株式の納税猶予制度を活用し贈与税負担を軽減 ・ 相続時精算課税制度の併用により税負担を軽減
栃木県C社	製造業	事業承継対策	・ 納税猶予制度の活用により贈与税負担を軽減 ・ 民法特例制度の活用により争いなき相続を実行
栃木県D社	建設業	株価算定業務 グループ組織再編	・ 株価算定、合併比率算定 ・ 金庫株・適格合併による繰越欠損金充当により税負担を軽減 ・ グループ内の経営資源（資金その他）を有効活用
福島県E社	建設業	グループ組織再編	・ 会社分割による借入金圧縮により経審格付を向上
福島県F社	不動産業	企業再建	・ 再生支援協議会が関わる企業再生及び金融機関よりの資金調達 ・ モニタリング及び金融機関との交渉を助言
群馬県G法人	医療法人	企業再建	・ 民事再生法による医療法人再建を支援 ・ オーナー及び親族の保証債務問題を解決
栃木県H法人他	医療法人他	税務交渉	・ 税務当局とのタックストラブルの解消
栃木県I法人	医療法人	資金調達 タックスシミュレーション	・ 個人医院の法人化による会計・税務のシミュレーションを実施 ・ 法人化に伴う資金調達に係る金融機関との交渉を助言
栃木県J社他	卸売業他	内部統制不備への対応	・ 従業員不正（使い込み）への対応（税務対応、内部統制制度整備） ・ 弁護士との協働による法律上の対応実行支援
栃木県K法人他	公益法人	制度会計業務	・ 公益法人の新会計基準への対応 ・ 新公益法人への移行対策、意思決定支援

平成 25 年 8 月：「認定経営革新等支援機関」として関東財務局及び関東経済産業局より認定を受けました。

平成 25 年 11 月：「小規模企業等事業承継支援事業」の実施機関として栃木県より業務を受託しました（平成 27 年 3 月まで）

中小 M&A 支援実施体制図



M&A 仲介業務・FA 業務に係る成功報酬標準料金表

基準となる金額 (移動時価総資産額 (営業権含む))	料率 (消費税別)
5 億円以下の部分	5%
5 億円超 10 億円以下の部分	4%
10 億円超 50 億円以下の部分	3%
50 億円超 100 億円以下の部分	2%
100 億円超の部分	1%

弊法人は、以下のとおり、「中小M&Aガイドライン」を遵守していることを宣言いたします。

税理士法人 袖野会計
代表社員 袖野守康

遵守事項一覧

番号	☒	遵守事項	該当箇所
・ 仲介契約・FA 契約の締結			
1	☒	業務形態の実態に合致した仲介契約・FA 契約を締結する。	「3 各工程の具体的な行動指針」 「(2) 仲介契約・FA 契約の締結」【53～54 ページ】
2	☒	契約締結前に依頼者に対し仲介契約・FA 契約に係る重要な事項について明確な説明を行い、依頼者の納得を得る。 説明すべき重要な点は以下のとおりである。	
(1)	☒	譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と契約を締結し双方に助言する仲介者、一方当事者のみと契約を締結し一方のみに助言する FA の違いとそれぞれの特徴	
(2)	☒	提供する業務の範囲・内容（マッチングまで行う、バリュエーション、交渉、スキーム立案等）	
(3)	☒	手数料に関する事項（算定基準、金額、支払時期等）	
(4)	☒	秘密保持に関する事項（秘密保持の対象となる事実、士業等専門家等に対する秘密保持義務の一部解除等）	
(5)	☒	専任条項（セカンド・オピニオンの可否等）	
(6)	☒	テール条項（テール期間、対象となる M&A 等）	
(7)	☒	契約期間	
(8)	☒	依頼者が、仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する場合には、当該中途解約に関する事項	
・ 最終契約の締結			
3	☒	最終契約の締結に当たっては、契約内容に漏れがないよう依頼者に対して再度の確認を促す。	「3 各工程の具体的な行動指針」 「(8) 最終契約の締結」【56 ページ】
・ クロージング			
4	☒	クロージングに向けた具体的な段取りを整えた上、当日には譲り受け側から譲渡対価が確実に入金されたことを確認する。	「3 各工程の具体的な行動指針」 「(9) クロージング」【56 ページ】
・ 専任条項			
5	☒	依頼者が他の支援機関の意見を求めたい部分を仲介者・FA に対して明確にした上、これを妨げるべき合理的な理由がない場合	

		には、依頼者に対し、他の支援機関に対してセカンド・オピニオンを求めることを許容する。ただし、相手方当事者に関する情報の開示を禁止したり、相談先を法令上又は契約上の秘密保持義務がある者や事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関に限定したりする等、情報管理に配慮する。	「5 専任条項の留意点」【57～58 ページ】
6	☒	専任条項を設ける場合には、仲介契約・FA 契約の契約期間を最長でも6か月～1年以内を目安として定める。	
7	☒	依頼者が任意の時点で仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する条項等(口頭での明言も含む。)も設ける。	
・ テール条項			
8	☒	テール期間は最長でも2年～3年以内を目安とする。	「6 テール条項の留意点」【58～59 ページ】
9	☒	テール条項の対象は、あくまで当該 M&A 専門業者が関与・接触し、譲り渡し側に対して紹介した譲り受け側のみに限定する	
・ 仲介業務を行う場合における特則 (※仲介業務を行わない場合は不要)			
10	☒	仲介契約締結前に、譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と仲介契約を締結する仲介者であるということ(特に、仲介契約において、両当事者から手数料を受領することが定められている場合には、その旨)を、両当事者に伝える。	「3 各工程の具体的な行動指針」 「(2) 仲介契約・FA 契約の締結」【53 ページ】、 「4 仲介者における利益相反のリスクと現実的な対応策」【57 ページ】
11	☒	仲介契約締結に当たり、予め、両当事者間において利益相反のおそれがあるものと想定される事項(※)について、各当事者に対し、明示的に説明を行う。また、別途、両当事者間における利益相反のおそれがある事項(一方当事者にとってのみ有利又は不利な情報を含む。)を認識した場合には、この点に関する情報を、各当事者に対し、適時に明示的に開示する。 ※ 例：譲り渡し側・譲り受け側の双方と契約を締結することから、双方のコミュニケーションや円滑な手続遂行を期待しやすくなる反面、必ずしも譲渡額の最大化だけを重視しないこと	「3 各工程の具体的な行動指針」 「(2) 仲介契約・FA 契約の締結」【53～54 ページ】、「4 仲介者における利益相反のリスクと現実的な対応策」【57 ページ】
12	☒	確定的なバリュエーションを実施せず、依頼者に対し、必要に応じて士業等専門家等の意見を求めるよう伝える。	「3 各工程の具体的な行動指針」 「(3) バリュエーション(企業価値評価・事業価値
13	☒	参考資料として自ら簡易に算定(簡易評価)した、概算額・暫定額としてのバリュエーションの結果を両当事者に示す場合には、以下の点を両当事者に対して明示する。	

(1)	☒	あくまで確定的なバリュエーションを実施したものではなく、参考資料として簡易に算定したものであるということ	評価)】【54～55 ページ】、「4 仲介者における利益相反のリスクと現実的な対応策」【57 ページ】
(2)	☒	当該簡易評価の際に一方当事者の意向・意見等を考慮した場合、当該意向・意見等の内容	
(3)	☒	必要に応じて士業等専門家等の意見を求めることができること	
14	☒	DD を自ら実施せず、DD 報告書の内容に係る結論を決定しないこととし、依頼者に対し、必要に応じて士業等専門家等の意見を求めるよう伝える。	「3 各工程の具体的な行動指針」 「(7) デュー・ディリジェンス (DD)」【56 ページ】、4 仲介者における利益相反のリスクと現実的な対応策」【57 ページ】
・ 上記以外の中小 M&A ガイドライン記載事項について			
15	☒	上記の他、中小 M&A ガイドライン中「M&A 専門業者」に関する記載事項について中小 M&A ガイドラインの趣旨（＊）に則った対応をする。	番号 1～14 の他、中小 M&A ガイドライン「Ⅱ M&A 専門業者」に記載されている事項【52～59 ページ】

＊中小 M&A ガイドラインでは、「M&A に関する意識、知識、経験がない後継者不在の中小企業の経営者の背中を押し、M&A を適切な形で進めるための手引きを示すとともに、これを支援する関係者が、それぞれの特色・能力に応じて中小企業の M&A を適切にサポートするための基本的な事項を併せて示す」ことが示されています。（8 ページ）